

## 第4回定例会会議録

平成18年12月 5日(火)

開 会 午前10時00分

### - - - 日程第1 開会宣言 - - -

- 議長(土屋 実君) それでは、これより平成18年第4回御代田町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。  
理事者側でも全員の出席であります。  
直ちに本日の会議を開きます。

### - - - 諸般の報告 - - -

- 議長(土屋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。  
事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

- 事務局長(茂木利秋君) それでは、書類番号1をご覧いただきたいと思います。  
諸般の報告

平成18年12月5日

1. 本定例会に別紙配付のとおり、町長から議案11件が提出されています。
2. 監査委員より、監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した、請願・陳情文書表のとおり、請願1件、陳情3件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため、町長他関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般通告質問者は、朝倉謙一議員他9名であります。
6. 閉会中における報告事項は、別紙のとおりです。

次のページからは、監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。

以上でございます。

- 議長(土屋 実君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

### - - - 日程第2 会期決定 - - -

- 議長(土屋 実君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 中山美博君。

(議会運営委員長 中山美博君 登壇)

- 議会運営委員長(中山美博君) おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る11月28日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成18年第4回御代田町議会定例会に提出予定の議案、請願、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案1件、条例案3件、予算案5件、事件案2件の、計11件であります。

9月定例会以後提出された請願・陳情は、請願1件、陳情3件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より12月14日までの10日間とすることに決定いたしました。

次に審議日程につきましては、書類番号1をご覧くださいと思います。

審議予定表により説明をいたします。

#### 平成18年第4回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

会 期 10日間

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	12月 5日	火曜日	午前10時	開会 諸般の報告 会議録署名議員の指名 町長招集のあいさつ 議案上程 議案に対する質疑 議案・請願・陳情の 委員会付託
第 2 日目	12月 6日	水曜日		休会（議案調査）
第 3 日目	12月 7日	木曜日	午前10時	一般質問
第 4 日目	12月 8日	金曜日	午前10時	一般質問
第 5 日目	12月 9日	土曜日		休会
第 6 日目	12月10日	日曜日		休会
第 7 日目	12月11日	月曜日	午前10時	常任委員会
第 8 日目	12月12日	火曜日	午前10時	常任委員会
第 9 日目	12月13日	水曜日	午前10時	全員協議会
第10日目	12月14日	木曜日	午前10時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

であります。

次に、各常任委員会、全員協議会の会場、時間等について報告いたします。

#### 常任委員会開催日程

常任委員会・月日・曜日・会議時刻・場所

総務文教常任委員会	12月11日	月曜日	午前10時	大会議室
	12月12日	火曜日	午前10時	大会議室

社会建設経済常任委員会 12月11日 月曜日 午前10時 議場  
12月12日 火曜日 午前10時 議場

#### 全員協議会開催日程

全員協議会 12月13日 水曜日 午前10時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 実君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より12月14日までの10日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より12月14日までの10日間と決しました。

#### - - - 日程第3 会議録署名議員の指名 - - -

○議長（土屋 実君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

11番 中山美博君

12番 荻原達久君

を指名いたします。

#### - - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長（土屋 実君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） 改めまして、おはようございます。

平成18年第4回御代田町議会定例会の開会にあたりまして、ひと言招集のごあいさつを申し上げます。

合併50周年という、記念すべき平成18年も、12月、今月のみとなってしまいました。議員皆さまには、時節がら、何かとお忙しい中にもかかわらず、それぞれお差し繰りをいただき、全員の皆さまのご出席を賜り、ここに平成18年第4回定例会が定刻に開会できますことに対しまして、御礼を申し上げます。

さて、御代田町は、昭和31年9月、小沼・御代田・伍賀3村が合併いたしましたわけであります。その50年のあゆみは、記念誌にまとめ、ご配布してありますので、この場では申し上げませんが、何と言っても先人の方々の不断のご努力と、先見性、そして、住民皆さまのご理解とご協力のうえに50年が成り立っている、このことを忘れてはならない、このように思うところであります。

この記念すべき平成18年を、御代田町に住む人全員で祝い、自立を選択した御代田町の更なる飛躍を誓い合った1年であったと思えます。その場が9月30日の記念式典でありました。また、各種イベントもすべて記念事業と位置づけ、創意工夫とご参加をいただき、盛大に開催ができました。そして、11月29日、30日、お座敷列車、この記念事業の最終を飾るにふさわしい場になったかなと、こんなふうに思っているところでございます。本当に1年間のご協力に、改めて心から感謝とお礼を申し上げます。

反面、平成18年を見ますとき、社会は人口減少時代に入り、超高齢社会を迎え、社会保障の充実、さらには核家族、そして男女共同参画社会にあって、女性の社会進出に伴い、家庭の役割分担の変化とあいまって、子育てに関する問題等いろいろな各種要請も顕著に増加している、こんな現状にあります。同時に、地方分権の推進によりまして、自己決定、自己責任のもと、自立運営が求められる、地方の役割はますます増大している現状にあるわけでありまして。しかしながら、これら時代の要請にこたえるための財源確保は、長らく低迷していた経済活動もようやくにして活発になったと言われるものの、業種間のばらつきがあり、格差社会と言われる現象も招き、経済動向もいざなぎ景気以上と言われるながらも、生活面あるいは税収面にはその効果は一向に見られず、ますますその厳しさが増している、このように感じているところであります。

加えて、国の構造改革、三位一体改革によりまして、財源なき権限委譲が行われております。本年も地方交付税においては2億円の減額、新型交付税が実施された場合には、次年度は更に1億円弱が減額される、このような試算も出ているわけでありまして。

自立を選択した御代田町、今後、自律・協働のまちづくり推進計画、この実効あるものにしていくことはもとよりでありますけれど、さらなる重点配分を基本に、事業・事務事業の見直し、経費節減、そういったものに取り組んでいかなければならない、こういった時代にあるわけでありまして。

そういった中において、御代田町は現在、苗畑の有効利用、中でも町がもっとも懸案としているごみ処理施設建設の検討作業、この作業は現在、現況把握のアセス調査も終盤を迎え、これからの機種選定を行う中で、どのような影響があるのか、ないのか、環境予測を行うアセスの最終段階にあります。早期にこの環境影響評価書をまとめ、説明会を開催していかなければならない、このように考えているところであります。

今後とも議会、そして地元塩野区をはじめ住民の皆さまには、どうかこの施設は欠くことのできない事業であるにご理解をいただき、ご協力を切にお願いを申し上げる次第であります。

特に平成18年度は自律・協働のまちづくり推進計画と、今年度スタートした第4次長期振興計画と整合を図りながら、「豊かな自然と温かな心の響きあい 新たな未来を創造する文化・高原・公園都市 御代田」を目指した初年度でもありました。いろいろ申し上げました。厳しい中にもかかわらず、それぞれの事務事業が計画的に実施推進できております。これもひとえに議会の皆さまのお力添えと、お礼を申し上げる次第であります。

しかし、少子高齢社会の進展、格差社会といわれる新たな歪みも生じ、そしてこの対策が求められ、また、皆さまもご存じのように、郵政民営化に伴う御代田郵便局の無集配局、これが提示には、当町は断固認めることはできないとして、町を挙げて存続を求めているわけでありまして、なかなか要望が受け入れられない、そういった現状にあります。また、県議選の選挙区も然りであります。

こういったいろいろな課題山積している中であって、取り返しのできない悲しい出来事が発生してしまいました。それは古越人権政策課長の死でありました。これすべて行政、私の主体性の欠如、不適切な対応、これによって招いたことでありまして、遺族に、そしてまた、議会の皆さまにも深くおわびを申し上げます。今後、二度とこのようなことを招かぬよう、これが見直し、改善に取り組んでいるところであります。現状の作業につきましては、一般質問の場で詳しく説明をいたしますので、ご理解をいただきたいと存じます。

いろいろ申し上げましたが、御代田町、自立の選択が間違いでなかった、あるいは避けることのできない超高齢社会にあっても、安心・安全、夢や期待が持てるまちづくり、この取り組みはこれからであります。よりいっそうの自律・協働をお願いする次第であります。

以上が、記念すべき18年の総括とさせていただきます。

さて、本定例会にいたします案件は、人事案件1件、事件案2件、条例改正案3件、平成18年度一般会計特別会計補正予算案5件、合わせて11件であります。提案申し上げます議案の概要を申し上げますと、人事案件につきましては固定資産評価審査委員会委員の選任同意をお願いするものであります。

事件案2件につきましては、佐久水道企業団規約の変更にかかわる協議、これは東御市が新たに佐久水に加入する、その内容であります。そして、高齢者の医療の確保に関する法律が公布されまして、平成20年度から新たな医療制度である後期高齢者医療が開始されるわけであります。この事務を処理するため、規約を定め、長野県後期高齢者医療広域連合を設置すべく、議会の議決をお願いするものであります。

条例改正案につきましては、まず、記号式投票に関する条例の改正案であります。御代田町町長選挙の投票は、記号式投票と定められておりますが、期日前投票についても不在者投票と同様、記号式投票から除くため、一部改正をお願いするものであります。

御代田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案、それから御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法施行令、この入所基準の一部が改正されたことに伴う条例整備、そしてまた、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める制令が改正されました。これに伴ってそれぞれ所要の改正を行うものであります。

補正予算案につきましては、一般会計補正予算(第3号)であります。

歳入、歳出、それぞれ512万円を追加し、歳入・歳出合計47億8,093万5,000円とするものであります。増加した主なものは、本年7月、汚泥再処理センターができたことによる従来の小諸コンポスト廃止に伴う負担金の清算増であります。

また、県事業であります食の安全・安心確保の交付金を受けて、トラクターの部分改良費を支援してまいりたい、そして豊昇地区の民有林の切り捨て間伐の増、町道維持補修の増等が主なものであります。

減少の主なものは、人件費の減、各種事業完了による入札差金の減、下水道受益者負担金の増加による一般会計繰出金の減であります。

以上、概要を申し上げます。詳細につきましては、それぞれ担当課長をして説明をいたさせますので、よろしくご審議をいただき、ご採択をお願い申し上げます、第4回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

- - - 議案上程 - - -

○議長(土屋 実君) これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第5 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定に

よって、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字馬瀬口 2 1 5 5 番地

氏 名 古越正人

生年月日 昭和 2 1 年 1 1 月 2 3 日

古越正人さんには、平成 1 6 年から委員をお願いしておりまして、本年の 1 2 月 3 1 日で 3 年の任期が満了となります。再度委員に選任をお願いをしたく、この同意をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 7 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 7 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第 6 議案第 8 0 号 佐久水道企業団を組織する地方公共団体の

数の増加及び佐久水道企業団規約の変更に係る協議について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 6 議案第 8 0 号 佐久水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び佐久水道企業団規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 佐久水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び佐久水道企業団規約の変更に係る協議について、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、平成 1 9 年 4 月 1 日から佐久水道企業団に東御市を加入させ、佐久水道企業団規約を変更するというものでございます。

佐久水道企業団規約の一部を改正する規約案でございますが、この規約の改正理由及び変更内容でございますが、佐久水道企業団は、佐久市、佐久穂町、御代田町の 1 市 2 町により組織されている水道事業の一部事務組合です。このたび、佐久市望月水道事業並びに佐久市望月他 1 市水道企業団より加入以来がありました。水道事業の広域化推進による経営基盤の安定化を図るために、平成 1 9 年 4 月 1 日より統合をすることになりました。

つきましては、佐久市と東御市で組織されている佐久市望月他 1 市水道企業団が平成 1 9 年 3 月 3 1 日をもって解散となりますので、東御市に給水を行うべく、佐久水道企業団の組織に加入させるため、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、当企業団の規約を変更する必要があります。なお、当該規約の主な変更内容といたしましては、当企業団の組織が、佐久市、佐久穂町、御代田町、東御市の 4 市町となること、東御市からの選出議員 1 人を追加することにより、議員定数を 1 2 人とすることとあわ

せて、用語の整備として、議員数、監査委員数を「何名」から「何人」に訂正するものです。

それでは、資料番号1の新旧対照表とあわせて申し上げてまいりたいと思います。

第2条中、「御代田町」の次に「、東御市」を加える。

第5条第1項中、「11名」を「12人」に改め、同条第2項中、「佐久市7名、佐久穂町2名、御代田町2名」を「佐久市7人、佐久穂町2人、御代田町2人、東御市1人」に改める。

第9条中、「2名」を「2人」に改める。

附則、この規約は平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第80号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第80号 佐久水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び佐久水道企業団規約の変更にかかる協議については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第7 議案第81号 長野県後期高齢者医療広域連合の設置について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第7 議案第81号 長野県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 5ページをお願いいたします。

議案第81号 長野県後期高齢者医療広域連合の設置についてでありまして、これについてご説明申し上げます。

長野県後期高齢者医療広域連合規約の内容について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、高齢者の医療の確保に関する法律が、本年6月21日に公布され、平成20年4月1日から新たな独立した医療制度である後期高齢者医療が開始されます。

現在の老人保健制度を平成20年4月より新たな後期高齢者医療制度に移行するための規約であります。この制度は、市町村が保険料を徴収し、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が財政運営

を行い、自己負担分以外の財源は公費、現役世代からの支援、高齢者の保険料で構成するものであります。

内容については、また別紙で説明させていただきます。

規約の内容であります。第1条は広域連合の名称で、長野県後期高齢者医療広域連合というものであります。

2条、3条につきましては、組織、地方公共団体で全市町村が参加し、区域は長野県を区域とするものであります。

4条、5条につきましては、広域連合が処理する事務と、広域計画の項目であります。

6条につきましては、事務所の設置場所で、長野にあるのうさい長野に事務所を置くものであります。

7条から16条までにつきましては、議会、議員の選挙、任期、補助職員、選挙管理委員会、監査委員に関するものであります。

17条につきましては、国・県・市町村等の経費の支弁に関するものであります。この規約は、平成19年3月23日から施行するもので、11条第1項並びに第12条第4項は、会計管理者に関するものでありまして、これにつきましては、平成19年4月1日より施行するものであります。

経過措置といたしまして、平成20年3月31日までの間は、第4条であります。広域連合の処理する事務に規定する事務の準備行為を行うものというものであります。

初めて行う連合長の選挙の場所を長野県農業共済联合会館で行うとするものであります。

後期高齢者医療を円滑に運用していくことができるよう、地方自治法第284条第3項の規定により、規約を定め、広域連合を設置すべく、同法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

10ページをお願いします。

10ページに別表がありますけれども、別表第1につきましては、広域連合の処理するこれ事務であります。1から6まであります。

別表第2につきましては、広域連合の経費の支弁の方法であります。1として共通経費であります。これは市町村がそれぞれ負担金として支払うものでありまして、均等割10%、人口割45%、高齢者人口45%の割合で広域連合へ各市町村が支払う負担金であります。

2としまして、医療給付に要する経費であります。第98条というふうにあります。これにつきましては、市町村が負担すべき額であります。内容的には医療給付の負担対象額の12分の1に相当する額を負担するというものであります。高齢者医療確保法第105条につきましては、広域連合の規約で定めるところにより、繰入金並びに保険料、その他の規定による徴収金を納付するというものであります。

続きまして、資料番号4をお願いいたします。

1ページめくっていただきまして、広域連合の当面のスケジュールという形ですが、市町村といたしまして12月、今回の定例会で81市町村すべてが広域連合規約案の議決をするということになります。そのほかに補正予算として準備委員会の経費に対する負担金の議決という形で今回お願いしております額が御代田町としては32万4,962円の補正をお願いしてございます。

それから準備委員会としまして、1月に第2回準備委員会を開催しまして、2月に県知事による広域連合設立の申請、それから県知事の設立許可をしていくと。3月につきましては、市町村としては3月定例会で19年度当初予算の負担金の議決をしてもらおうと。その後、準備委員会ですが、3月23日に広域連合を設立しまして、3月31日に広域連合長の選挙を行う。6月におきましては連合議会

議員の選挙、7月におきましては、第1回広域連合の議会を開催していくと、こういう当面の日程になっております。

その次であります、後期高齢の内容であります、2番目の被保険者につきましては、75歳以上の者及び65歳から74歳の寝たきり等の者であります。

財政運営としまして、都道府県の区域ごとに全市町村が加入する広域連合を設立し、保険料決定、賦課決定、医療費の支給等の事務を行う。これにつきましては、財政運営につきましては2年間単位を、2年間を見据えた中で設定していくということであります。

患者負担につきましては、75歳以上の者及び65歳から74歳の寝たきり等の者は、1割負担を継続していく。現役並み所得者は3割負担、これは今年の10月から実施になっております。とし、公的年金控除見直しにより、1割負担から3割負担に変更になる者については、自己負担限度額を据え置く措置を講じていくというものであります。

5番目として、自己負担合算制度の創設ということでありまして、医療保険及び介護保険の自己負担合算額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みを創設するというものでありまして、高額医療費に該当する方ではありますが、高額医療費の算定対象世帯に介護保険受給者が存在する場合に、両制度の自己負担額を合算した上限額を定めるというものであります。現行は年間92万円ではありますが、改正後につきましては年間56万円になるというものであります。

費用の負担割合であります、財政構成は患者負担を除き、公費5割、現役世代からの支援4割、高齢者の保険料を1割とするものであります。

本人につきましては、医療機関に10%の負担を支払っていただきまして、残りを100%といたしまして、保険者の高齢者の保険料を10%、それから支援金という形の中で、現役世代からの支援金、これが40%をやると、残りの50%につきましては公費負担でありまして、国が33%、県が8%、市町村が8%、これを拠出して、それぞれの運営をしていくというものであります。

次のページをお願いします。

費用負担率の改定であります、世代間の負担の公平を維持するために、人口構成に応じて負担割合を変えていく仕組みを導入すると。高齢者人口が増加し、若人人口が減少した場合、現役世代からの支援金は4割を上限に減少し、高齢者の保険料負担1割が増加することになるというものであります。

保険料につきましては、原則として広域連合の区域内で均一の保険料とするものであります。

経過措置といたしまして、県内で一定程度以上医療費が低い地域につきましては、一定期間、6年ありますが、不均一保険料を定めるというものであります。これにつきましては、6年間、2年ごとに見直しを行って、3回の見直しで統一をしていくというものであります。徴収につきましては市町村が行い、年金からの特別徴収、天引きを導入すると。いまの介護保険と同じであります。

保険料の額であります、応益割・頭割と応能割・所得割とすると。なお、所得に応じた軽減制度を設け、保険料軽減に要する費用は公費による支援を行うということであります。

そこにありますけれども、標準的な所得の者ということで、これはいま国が示している例でありまして、月割で応益が3,100円、応能割が3,100円あります。月6,200円、年間7万4,400円を払っていただくという形になります。

基礎年金受給者につきましては、年金79万円の場合については応益割900円、応能割は0で、月900円で年間1万800円をお願いするというものであります。

それで広域連合を運営していくうえで、財政的なリスクの軽減という形の中で、財政安定化基金の設置をしまして、国・県・広域で3分の1・3分の1・3分の1を支出する。高額な医療費に対する支援

として、国・県・広域で4分の1・4分の1・4分の2を負担していくというものであります。

保険財政安定制度としまして、県・市町村で4分の3・4分の1を負担をしていくというものであります。

その次にありますが、横であります、新たな高齢者医療制度の創設という形ではありますが、現行国保と被用者保険というふうにあります。この中に75歳以上につきましては、老人保健制度という形の中で国保、被用者保険、それぞれ負担をしていただきまして、被用者保険から国保に繰り入れていただきまして、市町村が現在運営をしているところでありまして、これを改正後につきましては後期高齢者という形で独立組織にしていくという形でありまして、先ほど申し上げました保険料、それから支援、国保、被用者保険、それから公費というような形の中で、75歳以上につきましては、こういう形で独立した制度を創設して運営していくというものであります。

以上、ご説明申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

茂木議員。

（8番 茂木祐司君 登壇）

○8番（茂木祐司君） 8番、茂木ですけれども、ちょっと幾つかお聞きしたいんですけども、だからいままで75歳以上の方は国保で世帯に、世帯当たりの徴収というかかかっていますね。聞くところによると、今度は75歳以上の人、1人ひとり、全員にこうかかっていくということですから、それで、全国的には標準的な場合、月6,200円の徴収になりますけれども、いまの国保との関係では、その徴収額がどのように増えるのか、その点を1つお聞きしたいのと、それから75歳以上の方から徴収することによって、費用の負担割合が国・県・市町村、それぞれ全体の50%ということになっていますけれども、この部分がいまとの、国保との関係で、その負担が、例えば国が減るとか、そういうことはどうなるのかということが2点目ですね。

それから、介護保険と同じで、年金から差し引くと、こういうことになるわけですから、その年金の低い人はどうするのか、介護保険料も取られ、今度からはこれも取られということになると、ほとんどなくなってしまいう人もいて、というような状況もあると思いますけれども、どういう人から、以上の年金から取るのか、その点はどうするのかということですね。

それから無年金者の場合には、どのようにするのかという点ですね。その点ちょっとお願いします。

○議長（土屋 実君） 町民課長 南沢一人君。

○町民課長（南沢一人君） 茂木議員の国保の負担、それから国・県・市町村の負担であります、どうなるかという話であります、これにつきましては、いま具体的なものがまだ国から示されてきていません。細部については来年の19年4月に示すということなものですから、具体的な方向というのがこれは見えてきません。

それから、無年金者に対してはどういうふうにするのかということですが、この人たちについては、特別徴収ではなくて普通徴収という形の中でやっていくというのが国の方針であります。

○8番（茂木祐司君） 年金額、年金幾らの人から取るのか。それは。

○町民課長（南沢一人君） 具体的にはまだその辺が、国がまだ示されてきていないものですから、いまここで答弁できないものですから、申しわけありませんが、よろしくお願いします。

○議長（土屋 実君） 茂木議員。

○8番(茂木祐司君) 本当にわからないということだからね、これ、どうなっちゃうのか。困りますよね。

いま国保の場合には、国保審議会、町でやっていけば国保審議会があって、一定の町民の声が届くというか、そういう仕組みに国保の現状って、何か状況がわかるようになっているけれども、今度は見ると、議会で全県1つでこうやっていくということになると、利用者の声が届くのかどうかと。何かわけのわからないところでどんどんやられているということになりはしないかと思うので、そこら辺のその利用者などのその地域の声が届くような仕組みというものは、そういう国保審議会に代わるようなものは何かあるのかどうか、その点はいかがですか。

○議長(土屋 実君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) 御代田町の場合については国保審議会で審査をして決定、議会にかけていくわけですが、今回の場合につきましては、まだ先ほど言っているとおり、いまのいう、どういう組織にするのか、この長野県の広域連合議会自体がまだ発足していませんので、来年の4月から発足になりますので、その点がまだ詳しい情報が私たちの方には伝わってこないもので、どういう内容かというのが、ちょっといまのところ不明確な状況にあります。

○議長(土屋 実君) 茂木議員。

○8番(茂木祐司君) いずれにしても、これは議論しても何も内容がわからないということで、どうなんでしょうね、それで、一番はやはり御代田町だったらこうみんなの目の見えるところにあるわけだけれども、それが県で広域ということになると、本当にこう高いところで、何が議論されて決まってくるのかということがわからないし、下の意見が要するに届きにくくなるので、今後、組織のあり方については長野県どうするかということ、これから議論するということなので、町としては、そういう自治体や利用者の声が届くような、いわゆる国保審議会のようなそういうものを提案していったらどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長(土屋 実君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) また広域連合が発足した段階で、各市町村の意見聴取というものが当然必要になるかと思えます。その段階で町としての意見を言っていきたいというふうに思っています。

○8番(茂木祐司君) はい、以上で終わります。

○議長(土屋 実君) ほかに質疑のある方、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第8 議案第82号 記号式投票に関する条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第8 議案第82号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長 茂木利秋君。

(選挙管理委員会書記長 茂木利秋君 登壇)

○選挙管理委員会書記長(茂木利秋君) 11ページをお願いいたします。

議案第82号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

12ページをお願いしたいと思います。

御代田町の町長選挙は、記号式投票に関する条例により、記号式投票と定められております。平成15年、公職選挙法が改正されまして、期日前投票の制度が創設されました。ただし、期日前投票につきましては、記名投票で行う旨の定めがありますので、御代田町で採用しております記号式投票から除く必要が生じたために、条例を改正するものであります。

期日前投票の条文であります48条の2を追加し、「および」を漢字の「及び」に改めるものでございます。附則といたしましては、施行は公布の日からとさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第9 議案第83号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第9 議案第83号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 武者建一郎君。

（産業建設課長 武者建一郎君 登壇）

○産業建設課長（武者建一郎君） それでは、御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、ご説明を申し上げます。

資料番号の2をお願いいたします。

この条例の改正する主なものにつきましては、公営住宅法の改正と、それに伴う公募によらず住み替えが可能になる自由の拡大、それから真に住宅に困窮する低額所得者に対し、公営住宅を的確に供給するため、単身入居の高齢者の年齢を引き上げ、それから住宅困窮者のネットワーク、安全確保の一環として、精神障害者、知的障害者及び配偶者からの暴力DV被害者の単身入居を可能とするための改正でございます。

それでは説明させていただきます。

御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

御代田町営住宅管理条例（平成9年御代田条例第21号）の一部を、次のように改正する。

第4条第5号中、第3条第3項もしくは第4項を第3条第4項もしくは第5項に改め、土地区画整理事業の次に、「、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく住宅街区整備事業または都市再開発法に基づく市街地再開発事業を加え、同条第7号中「又は既存入居者若しくは」を「既存入居者又は」に、「高齢」を「加齢」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

続きまして第5条第1号のア及び同号イを次のように改めると。

第1号のア、60歳以上の者。現行は「50歳以上の者」を「60歳以上の者」に改める。これにつ

きましては、真に住宅に困窮する低額所得者に対し、公営住宅を的確に供給するための公営住宅法の一部改正でございます。

イ、イにつきましては、障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が(ア)(イ)又は(ウ)に障害の種類に応じ、それぞれ(ア)(イ)又は(ウ)に掲げる程度のもので、

(ア)につきましては、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の第1級から4級までのもの。

(イ)精神障害者。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第33項に規定する1級から3級までのもの。

(ウ)知的障害者。(イ)に規定する精神障害者の程度によるもの。

これの主なものにつきましては、障害者自立支援法に基づく地域支援、地域生活支援事業にかかわる規定が平成18年10月に施行されたことを踏まえ、障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、単身の入居を可能な障害者の範囲を見直したということでございます。

第5条第1号のうち「第4条の規定により交付を受けた戦傷者手帳に記載されている身体上の」を「第2条第1項に規定する戦傷病者で」に、「者」をひらがなの「もの」に改め、同号に次のキとクを加える、ということでございます。

キにつきましては、ハンセン病療養所入所等に対する補償金支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。

ク、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する配偶者で、(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。

(ア) 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの。

(イ) 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。

これにつきましては、配偶者暴力防止法等の規定による被害者の単身入居を可能としたということでございます。

続きまして第5条第2項の「入居者」を「入居申込者」に、「令第6条第2項で定める」を「令第6条第4項に規定する」に、「令第6条第3項第1号」を「令第6条第5項第1号」に改め、同号イ中「令第6条第3項第2号」を「令第6条第5項第2号」に改め、同号中「令第6条第3項第3号」を「令第6条第5項第3号」に改める。

これにつきましては、公営住宅法の改正に伴う改正でございます。

第30条第2項中「令第8条第2項」の次に「及び令第15条第1項」を加え、「方法」を「算定方法」に改める。

これにつきましては、いままで小学校の就学前の子どもがいる子育て世代についての入居の収入基準額を入居可能な収入上限に緩和が認められるものの範囲の拡大をしたということでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

経過措置に、施行期日前に50歳以上であるものの町営住宅の入居者資格については、この条例による改正後の御代田町営住宅管理条例第5条第1号のアの規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時02分)

(休憩)

(午前11時14分)

○議長(土屋 実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第10 議案第84号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第10 議案第84号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) それでは議案書の16ページをお願いいたします。

議案第84号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてであります。

改正条文は17ページから19ページにかけてであります。

非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める制令の一部を改正する制令の施行に伴い、御代田町のこの補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容であります。災害補償の基準となる等級ごとの障害の程度について、現在は条例の別表で等級ごとの障害の程度が定められておりますが、地方公務員災害補償制度の改正内容を踏まえ、機動的といえますか迅速に対応できるように、等級ごとの障害の程度の部分を条例から外しまして、その部分については規則で定めるというふうに改正するものでございます。

資料番号3、新旧対照表で説明をさせていただきます。

資料番号3の11ページ、11ページには別表第2ということで、傷病補償の関係の傷病等級、障害の程度が現在載っています。12ページの別表第3については、障害補償の関係の障害の程度、等級別に載っています。それから最後の18ページには、別表第4ということで、介護補償の関係の障害の程度が載っているわけですが、これらを条例から削除をして、これらの別表関係については、規則で新たに定めるというものでございます。

別表の2から4まで削除したことによりまして、条文を修正するというのが主な内容でございます。

支給されます療養補償、休業補償、傷病補償年金、介護補償等の額の算出根拠を今回は改正するものではありません。

新旧対照表の2ページ、第8条の2第2項、左側の欄の中段あたりになりますけれども、傷病補償年金の算出にあたっての第1級、第2級、第3級、それぞれ倍数が改正後の方には加わっておりますけれども、これはいままで別表のところにあった倍数を条文の中で今度は表しているというものでありまして、その倍数が変わっているものではありません。変更はございません。

同様に、3ページの中段になりますけれども、障害補償年金、障害補償一時金の各等級の倍率についても同様でございます。

この条例は公布の日から施行をし、経過措置はありますけれども、平成18年4月1日から適用をするという内容のものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第11 議案第85号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案  
について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第11 議案第85号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） それでは議案書の20ページをお出し願いたいと思います。

議案第85号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをおめくり願いたいと思います。

平成18年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ512万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ47億8,093万5,000円とするものでございます。

それでは歳入、歳出の主なものについてご説明いたします。2ページをお出し願いたいと思います。

町税でございますが、既定額に676万円補正しまして、計19億6,243万2,000円。これにつきましては、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、すべて滞納繰越分の増によるものでございます。

次に款3、利子割交付金でございます。既定額から562万6,000円減額しまして、845万9,000円。これにつきましては、8月、12月、3月、それぞれ利子割交付金が交付されるわけでございますが、8月の実績額から見込みまして減額するものでございます。

次に13、使用料及び手数料の、2、手数料でございます。既定額に17万8,000円を追加しまして、計1,131万3,000円。これにつきましては、別荘所有者のごみについて、許可証を発行しまして、井戸沢に搬入しているわけですが、その許可証発行件数の増でございます。

続きまして款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から215万1,000円を減額しまして、1億775万円でございます。これにつきましては、児童手当の該当者変動による減でございます。

次に、国庫補助金。既定額から11万8,000円減額しまして、768万8,000円。心身障害者支援費の減でございます。

次に款15、県支出金。項1、県負担金でございますが、既定額から121万6,000円減額しまして1億295万3,000円。これにつきましても、児童手当該当者変動により減でございます。

県補助金につきましては、394万2,000円増額しまして、7,875万2,000円。これは先ほど町長提案の中でも説明がありましたが、食の安心・安全確保交付金ということで、トラクターに取りつ

ける部品の補助でございます。それと、豊昇地区民有林間伐補助でございます。

次、3、委託金。既定額に224万2,000円を追加しまして、2,547万9,000円。知事選の確定、また19年4月8日に行われます県議会議員選挙の18年度分交付額でございます。

款20、諸収入。項4、雑入でございますが、既定額に110万9,000円を追加しまして、5,070万6,000円でございます。これにつきましては、コミュニティ助成事業ということで、町で太鼓を購入しまして、鼓響に貸し与えるものでございます。

歳入合計、512万円追加しまして、計47億8,093万5,000円でございます。

続きまして歳出をお願いしたいと思います。

歳出の総務費のうちの総務管理費。既定額から1,864万4,000円減額しまして、計4億7,908万2,000円。増えたものとして、生活バスの運行費補助、太鼓購入の補助。減ったものとして、人件費の減でございます。人件費につきましては、人勧分を若干みてあったわけでございますが、今年度勧告0ということから減額でございます。

町税費、1,375万2,000円の減で7,580万4,000円でございます。これにつきましては、課長1名分の人件費の減と療養休暇者による人件費の減でございます。

項4、選挙費。222万8,000円追加しまして、1,592万7,000円。知事選の確定、県議選の18年度分でございます。

次に款3、民生費。項1、社会福祉費。141万7,000円減額しまして、6億3,587万6,000円。各種事業確定による減。先ほど後期高齢者、町民課長の方から説明がありましたが、後期高齢者広域連合設置負担金の増というものがございます。それと人件費の減、同和政策課長人件費の減でございます。

次に項2、児童福祉費。545万5,000円減額しまして、計4億1,058万6,000円、児童手当の減でございます。

次に衛生費。項1、保健衛生費。148万6,000円減額しまして、1億3,102万5,000円。健康審査各種委託確定による減でございます。

次に項2、清掃費。897万円の増をしまして、計2億8,544万2,000円の増。今年7月、汚泥処理処分場完成によりまして、生ごみを小諸コンポストに委託していたわけでございますが、廃止に伴う負担清算金でございます。

次に款6、農林水産業費。項1、農業費。263万円追加しまして、6,288万2,000円。トラクターブームに取りつける低減ノズルの購入補助でございます。

次に林業費。既定額に258万3,000円追加しまして、1,785万円。豊昇地区民有林切り捨て間伐の補助でございます。

3、農地費。172万9,000円追加しまして、1億239万3,000円。地籍測量委託、図根点復元等の増でございます。

次に款7、消防費。項1、消防費。既定額に9万3,000円増額しまして8,930万1,000円。人件費の増でございます。

次に款8、土木費。項1、土木管理費。既定額から52万2,000円減額しまして、3,797万3,000円。住宅新築資金特別会計繰り出しの減でございます。これは決算で繰越金が出たために、減額するものでございます。

次に道路橋梁費。既定額に1,080万7,000円追加しまして、1億4,337万5,000円。道路維持補修2路線。それと除雪機械待機料、借り上げということで、業者に、雪が降らなくても除雪機械の

待機にお金がかかるわけございまして、その費用でございます。

次に項4、都市計画費。既定額から6,073万2,000円減額しまして、計1億3,420万3,000円。下水道、公共下水道特別会計繰出金の減でございます。これにつきましては、受益者負担金の前納が増えたためによりますことの一般会計からの繰り出しの減でございます。

次に項5、住宅費。既定額から69万1,000円減額しまして、1,509万5,000円。道路後退用地購入費の減でございます。

次に款10、教育費。項1、教育総務費。既定額に7万円増額しまして、1億1,471万8,000円でございます。増の主なものは、中学校建設のプロポーザルの謝礼、私立幼稚園就園費補助金が増でございます。奨学金が件数が減りまして減でございます。

次に小学校費。既定額に158万1,000円減額しまして1億8,040万8,000円。

中学校費。既定額から10万7,000円減額しまして、1億7,432万4,000円。

小学校費、中学校費とも、各種備品、修繕等、事業完了による差金の減でございます。

次に項4、社会教育費。既定額から176万2,000円減額しまして計1億1,091万6,000円。社会教育各種事業終了によりますところの減でございます。

次に款12、公債費。項1、公債費。既定額から75万9,000円減額しまして9億8,853万円でございます。借入金利子償還費の減でございます。

款14、予備費。項1、予備費。既定額に8,291万8,000円追加しまして、計2億3,695万1,000円。これは歳入、歳出、調整したものを予備費にもってきてございます。

以上、合計しまして、歳出合計、既定額に512万円追加しまして、計47億8,093万5,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

ページ数では25ページ、それから26ページにかかるわけですが、北小学校の、目の北小学校教育振興費の中にあります説明の方では要準要保護児童援助費なんですけれども、これが南小もありまして、また中学校もあるわけですが、ともに総額で100万円近くの増額になっているんですけども、以前にもこれ質問したときに、増えている中でのその周知徹底ということで、早速、その子どもたちにそういった支援が受けられますよというのを即対応してくれて、学校の方にそういうお手紙を教育委員会として出してくれたという経緯があるんですけども、今回これがかなり、100万円もの増額というのは、増えているのかなという気がするんですけども、この内容といいいますか、件数も含めてなんですけども、その点についてお願いします。

○議長（土屋 実君） 教育次長 土屋洋一君。

（教育次長 土屋洋一君 登壇）

○教育次長（土屋洋一君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、当初見込み人数の変動と、修学旅行費用が増加したことから、中学校に

おいては若干見込み違いがあったわけでございます。修学旅行の方は、1人当たり5万5,900円ということで、6名分ございました。これが大きくなった要因でございます。

それから一応ちょっとこの関係について申し上げますと、平成14年に準要保護の関係ですね、要保護・準要保護の関係が62名でございました。御代田町においてですね。年度ごとに申し上げますが、15年度には72名、16年度には69名、17年度には72名、そして本年度でございますが、84名ということで、非常に伸びております。こういうことから、要保護・準要保護の関係は、生活保護法に基づく保護の停止とか、非課税とか、固定資産税の減免とか、児童扶養手当の支給、そんなようなことから、非常に大変な家庭が増えているということを実感するわけでございます。

以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） それで、このお手紙を出していただいた中で、学校からの、校長先生がその家庭状況を把握する中で、こういう準要保護の援助費というのがあるんですよというところでの、こう、これを受ける人もいるんでしょうけれど、その点の状況というのは、やはり学校側からなのか、それからまた民生委員の人がということもありますけれども、そういうところはどういう傾向になっているでしょうか。

○議長（土屋 実君） 教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） 2年、3年とか、年数をおう場合は概していいわけですが、初めの1年ですね、そういう場合があるわけですが、1年のときとか2年のとき、若干この中身でいろいろあるわけですが、提出するその会費とか、学級費の滞りみたいな場合が出てくるわけですね、兆候として。それと、1年生の場合は、当然ある程度の文書を配りまして、あと家庭訪問のときに先生の方から申し上げていると。あと、民生委員の皆さん自体もありますが、それは少ないです。それは現況を調査するときに民生委員の皆さんにお願いするわけですが、例えば翌年度とか翌々年度、大体続いて受けるようになるわけでございますが、その際にどのような変化があったかとか、あと、当然税金の関係も調べますし、ですからいま申し上げましたように、兆候とすれば、学校の学級費とか会費とか、そういったものに出てくるわけですから、どうしても学校の方になってしまうということでもあります。

以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） はい、いま、本当にきめ細かな、学校の方でもそういった家庭訪問のときをあれしたりとか、それから学級費なり給食費とかの滞りなんかある中での実態を見て、こういう制度があるということをやっているということなので、引き続き、やはりこの生活が大変な状況の中での子どもの教育の平等性といいますか、受けられるような、本当に大切な制度ですので、是非、引き続きやっていっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（土屋 実君） 日程第12 議案第86号 平成18年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

人権政策係長 荻原 浩君。

（人権政策係長 荻原 浩君 登壇）

○人権政策係長（荻原 浩君） 議案書の21ページでございます。

議案第86号 平成18年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、予算書の1ページでございます。

平成18年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の補正第1条、既定の歳入・歳出予算の総額に変更はないものとする。

1条2項で金額は第1表のとおりでございます。

2ページでございますが、第1表の予算補正、歳入の部でございます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額が1,146万7,000円のところ、52万2,000円の減額でございます。合計で1,094万5,000円でございます。

款2、繰越金。項1、繰越金。既定額1,000円のところ、52万2,000円。合計しまして52万3,000円でございます。

前年度繰越金の確定による繰越金の増と、それに伴う繰入金、一般会計からの繰入金の同額の減額でございます。

歳入の合計額につきましては変更はございません。2,246万8,000円でございます。

歳出の部につきましては、5ページの方がわかりやすいかと思います。

公債費の部分で、財源の部分の変更でございます。歳出額には変更はございません。

その他のところで一般会計の繰入金を52万2,000円減額しまして、住新会計の一般財源化をいたしまして52万2,000円、合計額が2,246万8,000円で、変更はございません。

以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第13 議案第87号 平成18年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第13 議案第87号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の22ページをお願いします。

議案第87号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

予算書の1ページをお願いします。

平成18年度御代田町の、済みません、「平成18年度御代田町の」の「の」をとっていただきたいと思ひます、国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の補正第1条、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ4,806万8,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ12億6,505万7,000円とするというものであります。

2ページをお願いします。

歳入であります、款5、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金であります、既定額に4,806万8,000円の増額をお願いするものであります。内訳であります、退職者医療給付費交付金で、増額による変更分という形で4,521万4,000円。17年度分追加交付分で285万4,000円で、合計で4,806万8,000円であります。

3ページをお願いします。

款2、保険給付費。項1、療養諸費であります、3,406万8,000円の増額をお願いするものであります。内訳であります、退職被保険者等療養給付費で3,308万円の増、これは当初7%の増と見込んだわけではありますが、18年度につきましては、伸び率が26.1%と大幅な伸びになったための補正であります。

それから一般被保険者療養費であります、これは接骨補装具であります、32万8,000円の増であります。これは療養費が伸びたためであります。

退職被保険者療養費でございます、これも接骨補装具等であります、66万円の増であります。合計で3,406万8,000円であります。

項2、高額療養費であります、1,236万8,000円の増であります。内訳につきましては、一般被保険者高額療養費で978万8,000円の増であります。当初4,800万円と見込んだわけではありますが、伸び率が18.0%の伸びとなったためであります。

これにつきましては、今年度1件分ではありますが、腎臓移植でやりまして1,000万円から的高額が発生したというようなことの中で、補正するものであります。それから退職者被保険者の高額療養費であります、この方に259万8,000円で一般と同様の伸びであります、これにつきましても毎月80万円からかかっている高額医療費が新たに発生してきたというような中で増額になったものであります。

款10であります、予備費であります、161万4,000円。これは歳入・歳出の調整であります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 4 議案第 8 8 号 平成 1 8 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 1 4 議案第 8 8 号 平成 1 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の 2 3 ページをお願いいたします。

平成 1 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算について説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 1 8 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、受益者負担金の一括納入者あるいは中途賦課による増加、また消費税の確定、事業に伴う事業費の減あるいは入札差金等によりまして、歳入、歳出、それぞれ 7 1 2 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 0 億 7, 8 8 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、款 1 の分担金及び負担金の負担金でございます。一括納入者や年度途中の受益者の負担金の賦課等によりまして、5, 8 4 7 万 5, 0 0 0 円の増額をお願いするものです。

款 2 の使用料及び手数料。手数料でございますが、督促で 6 万 5, 0 0 0 円の増額をお願いするものです。

款 4 の繰入金。他会計繰入金。一般会計の繰入金ということで、マイナス 6, 1 0 4 万 7, 0 0 0 円の減額をお願いします。

款 6 の諸収入で、項 1 の延滞金及び過料で、4 5 万 5, 0 0 0 円をお願いするというので、1 つには延滞金とそれから過料、未許可の工事に伴う過料でございます。それから雑入で消費税還付金の確定によりまして、4 4 2 万 9, 0 0 0 円をお願いするものです。

款 7 の町債。詳細設計、あるいは溝渠マス、あるいは支障管等の減額によりまして、9 5 0 万円の減額でございます。

合計で、既定額から 7 1 2 万 3, 0 0 0 円を減額しまして、1 0 億 7, 8 8 3 万 9, 0 0 0 円となるものです。

3 ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。

土木費の都市計画費。既定額から 6 0 3 万 3, 0 0 0 円を減額するものです。これは処分場の施設修繕料の不用減、あるいは下水道台帳作成委託の入札差金、受益者負担金の一括納入によるところに、前納報償金の増、それから管渠実施設計委託料の入札差金及び測量延長の減、事業管路施設の工事の増、舗装復旧工事費の減額というような、不用額ということなどでお願いするものです。

款 2 の公債費で、償還利子の確定によりまして、1 0 9 万円の減で、合計、既定額から 7 1 2 万 3, 0 0 0 円の減をお願いいたしまして、1 0 億 7, 8 8 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

4 ページの地方債補正でございますが、起債の目的で、公共下水道の事業で、補正後 3 億 2, 5 7 0 万円をお願いいたします。資本費の平準化は同じでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第15 議案第89号 平成18年度御代田町農業集落排水事業  
特別会計補正予算案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第15 議案第89号 平成18年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の24ページをお願いいたします。

平成18年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案につきまして、説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成18年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、繰越金の確定により、歳入・歳出予算の総額には変更はございません。

2ページの歳入でございますが、繰入金。他会計繰入金。一般会計より34万7,000円の減でございます。

繰越金ですが、確定によりまして34万7,000円で、変更はございません。

3ページをお願いしたいと思います。

歳出でございますが、款1の農林水産業費。項1の農地費でございます。変更はございませんが、区分の組みかえによりまして、マンホールの腐食工事の調査検討を実施し、次年度以降で修繕施工をするということから、修繕費から事業費を組みかえて今回調査をさせていただくということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第89号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- - - 日程第 16 請願第 3 号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の  
制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確  
保に関する意見書提出を求める請願について - - -
- - - 日程第 17 陳情第 14 号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情  
について - - -
- - - 日程第 18 陳情第 15 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の  
中止等を求める陳情について - - -
- - - 日程第 19 陳情第 16 号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野  
事業の健全化に対する意見書送付を求める陳情について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 16 請願第 3 号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定  
など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願について、  
日程第 17 陳情第 14 号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情について、日程第 18 陳情  
第 15 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める陳情について、日程第 19 陳情第 1  
6 号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化に対する意見書送付を求める陳情について  
は、今定例会に提出され、受理いたしました。

お手元に配付してあります請願・陳情付託表のとおり、会議規則第 9 2 条の規定により所管の常任委  
員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 11 時 53 分